［削る］

別表第七（第二十三条関係）

参考項目		参考手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
［略］	［略］	［略］
騒音	［略］	［略］
	建設機械の稼働	一　［略］ 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年厚生省・建設省告示第一号）において定められた騒音についての測定の方法。 三～九　［略］

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2　第三十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第四十条　第三十七条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

別表第七（第二十三条関係）

［同上］	［同上］	［同上］
［略］	［略］	［略］
［同上］	［略］	［略］
	［同上］	一　［略］ 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年厚生省・建設省告示第一号）において定められた騒音についての測定の方法。 三～九　［略］

別表第十（第二十三条関係）

参考項目		参考手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
硫化水素	施設の稼働（排ガス）	一　［略］ 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。 三～八　［略］

［同上］	［同上］	［同上］
［略］	［略］	［略］
［同上］	［略］	［略］
	［同上］	一　［略］ 二　調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号ロの情報については気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。 三～八　［略］

別表第十（第二十三条関係）